平成２９年（フ）第７０６号
埼玉県川口市大字安行領根岸2553番地の79
債務者　久松加寿美
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２５０号
埼玉県所沢市大字山口5254番地の１　アン・ヴィラージュ102
債務者　竹村　大心
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２５１号
埼玉県所沢市大字山口5254番地の１　アン・ヴィラージュ102
債務者　竹村麻佐美
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２６９号
埼玉県川越市通町24番地９（アミティ筋野302号室）
債務者　大久保友子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２７５号
埼玉県飯能市東町11番11―303号
債務者　小峰　節子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４２３号
埼玉県川口市戸塚東４丁目32番１号
債務者　大嶋かおり
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５１３号
さいたま市見沼区大字風渡野328番地19、旧住所さいたま市見沼区春岡３丁目13番地13
債務者　岡　真由美
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５１５号
埼玉県戸田市喜沢２丁目27番地の２　リバティ金子307号室
債務者　横倉　太志
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９３号
埼玉県草加市旭町５丁目８番31号　メゾン・ド・ソレイユ２号、旧住所東京都足立区西伊興４丁目９番３号
債務者　遠藤　　宏
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３２６号
埼玉県越谷市大字袋山1242番地
債務者　山口　文一
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３２７号
埼玉県越谷市大字袋山1242番地
債務者　山口　博子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３２８号
埼玉県八潮市緑町５丁目31番地13　コーポ鈴木103
債務者　大場　秀一
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２８４号
埼玉県富士見市西みずほ台１丁目17番地12　コーポＳＩ　302
債務者　佐伯　　聖
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２９４号
埼玉県ふじみ野市亀久保１丁目13番３号　ウエストパサージュ105、前住所埼玉県ふじみ野市丸山10番10号　ヴィレッジ倉102号
債務者　菊池　崇志
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１６号
岐阜県下呂市萩原町萩原1012番地６
債務者　熊﨑　速人
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
岐阜県下呂市萩原町萩原1012番地６
債務者　熊﨑　美晴
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
大阪府岸和田市五軒屋町10番６号
債務者　新谷　弘之
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係